

福知山市高齢者等感染症拡大防止クーポン事業

「ふくちやま ふくふくクーポン券」

取扱店等説明書



福知山市
イメージキャラクター
ドッコちゃん



福知山市
イメージキャラクター
酒呑童子

(取扱店等業務受託機関)

社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会

TEL：0773-25-3211

FAX：0773-24-5282

1. 福知山市高齢者等感染症拡大防止クーポン事業「ふくちやまふくふくクーポン券」の概要について

【事業の目的】

新型コロナウイルス、季節性インフルエンザの感染リスクの高い高齢者等に対し、感染症予防のために必要な衛生用品の購入等に係る支援策として、福知山市高齢者等感染症拡大防止クーポン（ふくちやまふくふくクーポン券）（以下「クーポン券」という。）の発行を行い、感染症拡大防止を図る。

【対象者】 令和3年1月1日現在、福知山市に住民登録があり、下記のいずれかに該当する方。

- ① 65歳以上の方（昭和31年1月1日以前に生まれた方）
- ② 障害（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A）のある方
- ③ 妊婦の方（令和2年4月1日から令和3年5月31日までの間に妊娠届出をした方）
- ④ 基礎疾患のある方（申請が必要です。）

【事業の概要】

- (1)発行内容：1人あたり3,000円（500円券×6枚）
- (2)利用期間：クーポン券送達後～5月31日(月)
- (3)利用場所：「ふくちやまふくふくクーポン券」取扱店等
- (4)取扱店等：福知山市社会福祉協議会を通じて募集

【取扱店等登録】

- (1)資格要件 福知山市内で小売業、タクシー事業等を営む事業者で、取扱店等登録申込書を提出したもの。本説明書の内容を理解の上、遵守する店舗及び事業所
- (2)対象外事業
 - ①感染症予防のための衛生用品（マスク・消毒液等）を取り扱っていない事業者※タクシー事業者、福祉有償運送事業者を除く
 - ②風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行う店舗及び事業所
 - ③特定の宗教・政治団体と関わるもの、又は、業務の内容について公序良俗に反する営業を行う店舗及び事業所
 - ④ 本事業の目的に照らして、不相当と判断される店舗及び事業所
- (3)登録申込期間 一次募集 令和3年1月18日(月)～1月29日(金)
二次募集 随時 一次募集以降～令和3年5月31日(月)まで
ただし、1月29日以降の登録は配布用の取扱店等一覧への掲載は不可。
- (4)登録場所 福知山市社会福祉協議会
- (5)登録方法 「ふくちやまふくふくクーポン券」取扱店等登録申込書に必要事項を記載の上、福知山市社会福祉協議会に提出する。
- (6)登録料 登録に際しての費用負担はなしとする。

《クーポン券イメージ》

表面



裏面

高齢者等感染症拡大防止クーポン「ふくちやまふくふくクーポン券」の利用について

- 本券は福知山市内取扱店にてご利用いただけます。
- 現金との引換えはいたしません。
- つり銭は出ません。
- 番号のないものは無効です。
- 盗難、紛失または滅失に対しては、発行者はその責を負いません。
- 有効期限を経過したものは無効です。
- 本券の取扱店は、福知山市ホームページ等でご確認ください。

取扱店記入欄

見本

＜利用にあたってのお願い＞

本券は、感染症リスクが高い方の予防に役立てていただくために発行しています。感染症予防のための衛生用品（マスク、消毒液等）、通院等のためのタクシー利用、その他感染症予防のために必要なものの購入にご活用ください。

※なお、たばこ・酒類の購入、有価証券・金券の購入、公共料金・公共交通料金の支払い等には利用できません。

クーポン券の譲渡、売買は行わないでください。

2. クーポン券の取扱上の留意点について

- (1) クーポン券の取扱店等は、のぼり旗、ステッカー、ポスター等を見やすい所に掲示し、PR等に努めてください。
- (2) クーポン券は現金と同様に扱い、額面相当の商品・サービス等とお引換えください。ただし、次に示す内容の取引についてはクーポン券の利用はできません。
 - ・換金性の高いもの（他の商品券・ビール券・図書券・切手・印紙等）
 - ・金融商品（株式、先物、宝くじ等）
 - ・タバコ、酒類の購入や小売定価以外の販売が法律で禁止されているもの
 - ・事業活動に伴い発生した買掛金、未払金等の支払い
 - ・国や地方公共団体への支払、保険料、各種公共料金等の支払い
- (3) クーポン券は現金と引換えはできません。また、つり銭の支払いもできません。
- (4) クーポン券の盗難・紛失・滅失及び破損等に伴う再発行はできません。
- (5) クーポン券には有効期限（令和3年5月31日まで）があります。期限後の利用や払戻しはできませんので、十分ご注意ください。
- (6) クーポン券には偽装防止策が施してあります。
- (7) 取扱店等はクーポン券を受け取ったら、再流通防止のため裏面に取扱店等名を記載または押印の上、換金請求日に福知山市社会福祉協議会にて換金請求をしてください。

【取扱店等の区分】

取扱店	利用できるクーポン券
<p style="text-align: center;">福知山市高齢者等感染症拡大防止クーポン ふくちやまふくふくクーポン券取扱店等登録証</p> <p>換金請求時に、ご ますので大切に保 してください。</p> <p>店舗名もしくは 事業者名</p> <p>代表者名</p> <p>見本</p> <p><small>【取扱店等の責務】 ①クーポン券を適切に取扱い、再流通を防止するため クーポン券裏面に取扱店等名を記載または押印すること。 ②クーポン券が偽造であったり、不正に利用されていることが 明らかになった場合は速やかに福知山市社会福祉協議会及び警察に報 告すること。 ③回収したクーポン券を換金せず、他の取扱店等で利用しないこと。 ④その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと。</small></p> <p style="text-align: right;"><small>取扱店等登録受託機関 社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会</small></p>	 <p>市内の取扱店、タクシー事業者、福祉有償運送事業者等で利用できます。</p>

【取扱店等の責務】

- ✓ クーポン券を受け取った取扱店等は、再流通を防止するためクーポン券裏面に取扱店等名を記載または押印する。
- ✓ クーポン券が偽造であるなど、不正に利用されていることが明らかな券の受取りは拒否すること。また、その際速やかに福知山市社会福祉協議会及び警察に報告すること。
- ✓ 回収したクーポン券を換金せずに、他の取扱店等で利用しないこと。
- ✓ その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと。

3. クーポン券の換金請求及び精算方法について

- 換金請求：換金請求日・換金場所・時間は一覧表の通り（全20回）
- 時 間：午前9時～午後4時
- 換金方法：口座 振込み
※入金の日安は、換金請求後10日前後（予定）
なお、現金・小切手での換金は行わない
- 手 続 き：利用済クーポン券に換金請求書を添えて福知山市社会福祉協議会に提出すること。
また、換金請求書には、**必ず押印すること。**
- 注意事項：クーポン券を受取ったら再流通防止のため、クーポン券裏面に取扱店等名を記載もしくは押印の上、定められた期日に換金請求を行うこと。
その際、取扱店証を必ず持参すること。
※換金請求の最終日は令和3年6月30日（水）

福知山市高齢者等感染症拡大防止クーポン ふくちやまふくふくクーポン券取扱店等登録証	
換金請求時に、この取扱店等登録証の显示を求め ますので大切に保管してください。	登録番号 <input type="text"/>
店舗名 もしくは 事業者名	見本
代表者名	
【取扱店等の責務】 ①クーポン券を受け取った取扱店等は、再流通を防止するため クーポン券裏面に取扱店等名を記載または押印すること。 ②クーポン券が偽造であったり、不正に利用されていることが 明らかになった場合は拒否すること。 また、その際速やかに福知山市社会福祉協議会及び警察に報 告すること。 ③回収したクーポン券を他の取扱店等で利用しないこと。 ④その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと。	取扱店等感染拡大防止 社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会

【ふくちやまふくふくクーポン券換金請求一覧表】

No.	換金請求日	換金場所・時間
1	令和3年 2月16日(火)	<p style="text-align: center;">福知山市社会福祉協議会</p> <p style="text-align: center;">福知山市字内記10番地の18 福知山市総合福祉会館内 TEL 0773-25-3211</p> <p style="text-align: center;">午前9時～午後4時</p>
2	令和3年 2月24日(水)	
3	令和3年 3月 2日(火)	
4	令和3年 3月 9日(火)	
5	令和3年 3月16日(火)	
6	令和3年 3月23日(火)	
7	令和3年 3月30日(火)	
8	令和3年 4月 6日(火)	
9	令和3年 4月13日(火)	
10	令和3年 4月20日(火)	
11	令和3年 4月27日(火)	
12	令和3年 5月11日(火)	
13	令和3年 5月18日(火)	
14	令和3年 5月25日(火)	
15	令和3年 6月 1日(火)	
16	令和3年 6月 8日(火)	
17	令和3年 6月15日(火)	
18	令和3年 6月22日(火)	
19	令和3年 6月29日(火)	
20	<u>令和3年 6月30日(水)</u>	

注意！ 換金請求の最終日は令和3年6月30日(水)となります。
これ以降は換金できませんのでご注意ください。

※福知山市高齢者等感染症拡大防止クーポン事業について、ご不明な点は、福知山市社会福祉協議会（電話：0773-25-3211）までお問合せください。